

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月6日
【会社名】	大陽日酸株式会社
【英訳名】	TAIYO NIPPON SANSO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川口 恭史
【本店の所在の場所】	東京都品川区小山一丁目3番26号
【電話番号】	(03)5788-8060
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 管理本部副本部長 水之江 欣志
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区小山一丁目3番26号
【電話番号】	(03)5788-8060
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 管理本部副本部長 水之江 欣志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) Taiyo Nippon Sanso Singapore Pte.Ltd.

1．当該異動にかかる特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額および事業の内容

- a．名称 Taiyo Nippon Sanso Singapore Pte.Ltd.
- b．住所 21 Tanjong Kling Road, Singapore 628047
- c．代表者の氏名 永田 研二
- d．資本金の額 設立時2シンガポールドル、増資後81百万シンガポールドル
- e．事業の内容 Leeden Limitedの株式保有による事業活動の支配・管理

2．当該異動の前後における当社の所有にかかる当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

- a．当社の所有にかかる議決権の数
 - 異動前（増資前） 2個
 - 異動後（増資後） 150,992,637個
- b．総株主等の議決権に対する割合
 - 異動前（増資前） 100%
 - 異動後（増資後） 81.2%

3．当該異動の理由およびその年月日

a．異動の理由

当社は、上記子会社を設立いたしました。平成24年4月23日（予定）の増資後の当該子会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10に相当する額以上となり、当社の特定子会社に該当するためであります。

尚、発行する株式数は確定しておりません。

b．異動の年月日

設立 平成23年8月31日

増資 平成24年4月23日（予定）

(2) Leeden Limited

1．当該異動にかかる特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額および事業の内容

- a．名称 Leeden Limited
- b．住所 1 Shipyard Road, Singapore 628128
- c．代表者の氏名 Steven Tham Weng Cheon
- d．資本金の額 55百万シンガポールドル
- e．事業の内容 高圧ガス・溶材の製造 販売

2．当該異動の前後における当社の所有にかかる当該特定子会社の議決権の数および当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

- a．当社の所有にかかる議決権の数
 - 異動前 9,055,000個（9,055,000個）
 - 異動後 158,875,311個（158,875,311個）
- b．総株主等の議決権に対する割合
 - 異動前 5.0%（5.0%）
 - 異動後 88.5%（88.5%）

（注）（ ）は間接保有分を示し、内数であります。

3. 当該異動の理由およびその年月日

a. 異動の理由

当社は、子会社であるTaiyo Nippon Sanso Singapore Pte.Ltd.を通じて、シンガポール証券取引所上場企業である Leeden Limitedに対する上場廃止を前提とした株式公開買付けを実施いたしました。これにより当該会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10に相当する額以上となり、当社の特定子会社に該当するためであります。

b. 異動の年月日

平成24年2月22日